(別記92)　法第18条第１項第４号（第５号）の届出　不受理通知書（参考例）

様式例第９号の２

不受理通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　住　所

　氏　名　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇農業委員会会長　〇〇　〇〇

　　　　年　月　日付けで届出書の提出があった農地法第18条第１項第４号の規定による賃貸借の解除の届出については以下の理由により受理しません。

（理由）

届出者が届出に係る農地等につき何らの権原も有していないため。

〔教　示〕

１　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。